

白山市内施設一覧表

保育所名		所在地	電話番号	対象年齢	特別保育	
松任	公立	わかみや保育所	八ツ矢町 500-1	276-5118	10か月～	延
		乳児保育所	倉光八丁目 16-3	274-1592	2か月～2歳児	延休
		千代野保育所	千代野西二丁目 13	275-7262	2か月～	延
	私立	あさがお保育園	相木三丁目 12-9	274-3010	2か月～	延
		悠愛保育園	成町 418-2	276-0070	2か月～	延体調
		はまなす保育園	相川町 1262	276-1105	2か月～	延体調
郷保育園☆	田中町 182	276-8521	2か月～	延体調		
美川	公立	湊保育園	湊町 1-41-1	278-2290	2か月～	延
鶴来	公立	双葉保育所	道法寺町ト 73	272-2178	2か月～	延
		双葉保育所分園	富光寺町 292	273-6720	1歳児・2歳児	延
	私立	くらやま保育園	明島町中 161-1	272-1382	2か月～	延病体調
白ろく	公立	吉野保育所	吉野東 56	255-5200	2か月～	延
	私立	とりごえ保育園	上野町オ 20	254-2055	2か月～	延

☆令和3年4月から認定こども園として開園予定です。

認定こども園名		所在地	電話番号	対象年齢	特別保育	
松任	私立	あいのきこども園	相木町 797	276-6844	2か月～	延
		いしかわこども園	源兵島町 288	277-1011	2か月～	延体調
		あゆみこども園	笠間町 1125	276-1104	2か月～	延体調
		認定こども園 恵愛	村井町 2	276-0008	2か月～	延体調
		ぶじょうこども園	北安田町 396-1	276-3711	10か月～	延体調
		はくさんひかり園	五歩市町 60	276-1103	2か月～	延体調
		あさひこども園	旭丘二丁目 33	276-1107	2か月～	延体調
		あかねこども園	村井町 2622-1	276-1102	2か月～	延体調
		こども園わかば	長竹町 299-1	276-6838	2か月～	延体調
		林中こども園	剣崎町 881-3	276-2140	2か月～	延病後体調
		山島こども園	安吉町 116-1	276-1106	2か月～	延体調
美川	私立	西柏こども園	西柏町 8-1	276-5436	2か月～	延体調
		みかわこども園	美川和波町北 68	278-3108	2か月～	延病体調
鶴来	私立	蝶屋こども園	井関町 116-2	278-3043	2か月～	延体調
		ふじこども園	森島町い 16-1	273-0241	2か月～	延体調
白ろく	私立	あいわこども園	知気寺町ぬ 129-6	273-3463	2か月～	延体調
		つるぎこども園	鶴来本町三丁目ル 18-2	273-1676	2か月～	延体調
白ろく	私立	かわちこども園	河内町福岡 88	273-3060	2か月～	延体調

小規模保育園名		所在地	電話番号	対象年齢	特別保育	
松任	私立	B's 保育園	北安田町 548-2	090-6495-4913	2か月～2歳児	延
鶴来	私立	ニジイロ保育園	日向町 7	281-6601	1歳児・2歳児	延
		こひばり園ももといちご	陽羽里二丁目 88-1	259-1785	2か月～1歳児	延
白ろく	私立	白峰保育園	白峰八 157-1	259-8003	2か月～	延

開所時間／(月)～(金)7:00～19:00、(土)7:00～18:00

(ただし、ニジイロ保育園の平日保育は18:00まで、土曜保育は13:00まで、くらやま保育園・白峰保育園の土曜保育は13:30まで、B's 保育園の土曜保育は19:00まで、こひばり園ももといちごの平日保育は18:00まで)

特別保育／延延長保育(月)～(金) 休休日保育 病後病後児保育 病病児保育 体調体調不良児保育

※特別保育の保育時間は各施設へ問い合わせください。休日、病後児、病児保育はその施設に通っていないと利用できません。また、病児保育センター(倉光三丁目 ☎276-0050)も利用できます。

幼稚園名		所在地	電話番号	対象年齢	開園時間	
松任	公立	松任幼稚園	茶屋二丁目 41	276-3712	3歳～	8:30～15:00 (土曜日休園)

令和3年度 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請のしおり

【幼稚園・保育所(園)・認定こども園・特定地域型保育事業所 入所(園)申込について】

保護者の申請に基づき、市が「保育の必要性」を認定したうえで、子どものための教育・保育を給付(提供)します。

【支給要件】

認定区分	区分(保育必要量)	主に利用する施設・事業所
1号認定 (教育標準時間認定)	—	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定・満3歳以上)	保育標準時間(※1)	保育所(園)・認定こども園
	保育短時間(※2)	
3号認定 (保育認定・満3歳未満)	保育標準時間(※1)	保育所(園)・認定こども園・特定地域型保育(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)事業所
	保育短時間(※2)	

(※1) フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

(※2) パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

※保育が延長となる場合は、別途延長保育料が掛かります。

申請受付期間

【保育所(園)・認定こども園】

令和2年10月1日(木)～10月15日(木)(日曜・祝日を除く。)
午前8時30分～午後5時30分(土曜日は、午後0時30分まで)

【松任幼稚園】

令和2年10月1日(木)～随時受付
午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く。)

令和3年度施設入所(園)児童年齢 (対象年齢は、令和3年4月1日現在の満年齢です。)

5歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生

4歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日生

3歳児 平成29年4月2日～平成30年4月1日生

2歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生

1歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生

0歳児 令和2年4月2日生以降

申請方法

入所(園)を希望する施設で提出書類用紙等を受け取り、受付期間内に希望の施設へ提出してください。申込書(申請書)には第3希望まで記載し、第1希望の施設へ提出してください。

※双葉保育所分園を希望する方の申込書等の配布・提出先は、双葉保育所(本園)となります。

提出書類が不足していると、受付ができませんので、ご注意ください。

虚偽の申請が判明したときは、却下または退所(園)となります。

提出書類

- 令和3年度施設(事業所)利用申込書 兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(現況届)記入例を参考に表裏もれなく記入、押印してください。
黒のペンかボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。(消せるボールペンは使用しないでください。)
世帯の状況欄は、児童と同居している人全員を記入してください(父母が単身赴任等で別居の場合も記載)。また、入所申込児童の兄弟姉妹については、年齢、同居・別居に関わらず、必ず記入してください。
- 保育の必要性を証明する書類〔保育の利用を希望する方のみ〕
父母、同居の祖父母および児童の扶養義務がある同居の親族の方について、提出してください。

保育を必要とする事由	必要となる書類
就労または就労予定	勤務証明書(別紙様式あり) 確定申告書の写しなど営業実績が確認できるもの(自営業の方) (就労予定の方は、勤務開始後、再度勤務証明書を提示してください。)
求職中	求職中の申立書(別紙様式あり)、ハローワークカードの写し(お持ちの方) (勤務開始後、速やかに勤務証明書を提出してください。入所後3ヶ月以内に勤務証明書が提出されない場合は、原則退所となります。)
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙および分娩予定日が記入されたページ)
疾病・障害	疾病・障害の方について、次のいずれかの書類 診断書・身体障害者手帳の写し★・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し★ ※父母や祖父母以外に手帳を持つ方が同居している場合も提出してください。
看護・介護	看護・介護を要する方について、次のいずれかの書類 診断書・身体障害者手帳の写し★・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し★・介護保険証の写し★
就学	在学証明書およびカリキュラムの分かるもの 職業訓練の場合は「訓練内容を確認できる書類」
育児休業中 (継続利用の方のみ)	勤務証明書(別紙様式あり)
その他	保育の必要性を証明する書類

※★印の書類は、マイナンバーを記載された方の分については不要です。

利用者負担額(保育料)

- 利用者負担額(月額)は、規則で定める基準に基づき、父母の市町村民税の課税状況(令和3年8月以前は令和2年度市町村民税、令和3年9月以降は令和3年度市町村民税)により決定します。ただし、場合によっては、同居の祖父母の方が算定の対象になることがあります。利用者負担額基準額表は、別途お知らせします。
- 個別の利用者負担額のお知らせは、令和3年4月下旬の予定です。
- 年度途中で、市町村民税額が変更となった場合は、令和4年3月31日までにお知らせください。

その他

- 新規申請の方は、令和3年2月頃に認定証を交付します。交付された認定証は、大切に保管しておいてください。
 - 施設(事業所)利用申込書に基づき入所(園)の調整を行い、令和3年2月中に入所承諾書を発行する予定です。なお、認定基準に該当していても、施設の定員に余裕がないときは、希望の施設に入所(園)できない場合があります。
- 【保育の利用を希望する方】
- 入所(園)の期間は原則1年間ですが、保育を必要とする事由によっては、期間が短くなる場合があります。
 - 入所(園)承諾された児童でも、保護者の方の退職等状況の変更により、家庭での保育が可能になった場合は、認定基準に該当しなくなりますので、入所(園)辞退等の手続きをしてください。
 - 市外へ転出される場合は、原則、月末で退所(園)となりますので、施設へ認定証を添えて退所(園)届を提出してください。
 - 家族構成・住所・勤務先等の変更があった場合は、届出が必要になりますので、必ず子ども子育て課、各支所、各市民サービスセンターまでお申し出ください。

保育の認定基準(2号認定・3号認定)

保育所(園)・認定子ども園・特定地域型保育事業所へ入所(園)できるのは、児童の保護者が次のいずれかに該当することにより、その児童の保育を必要とする事由があると認められる場合です。

※同居の祖父母が家庭で保育できる場合は、入所(園)の優先度を調整することがあります。

- 就労している(1か月に48時間以上。フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。)
- 妊娠中または出産後8週の期間に上の子を保育できないとき。
- 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神的・身体的に障害を有している。
- 同居の親族の介護・看護(長期間入院している親族を含む。)
- 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている。
- 求職活動をしている(起業準備を含む。)
- 就学している(職業訓練を含む。)
- その他、保育を必要とする状態にある。

問い合わせ

(受付時間 月～金：午前8時30分～午後5時15分)

各施設または

健康福祉部 子ども子育て課 TEL076-274-9527(直通)	吉野谷市民サービスセンター市民サービス課 TEL076-255-5011(代表)
美川支所 市民福祉課 TEL076-278-8117(直通)	鳥越市民サービスセンター市民サービス課 TEL076-254-2011(代表)
鶴来支所 市民福祉課 TEL076-272-1113(直通)	尾口市民サービスセンター市民サービス課 TEL076-256-7011(代表)
河内市民サービスセンター市民サービス課 TEL076-272-1100(代表)	白峰市民サービスセンター市民サービス課 TEL076-259-2011(代表)